

## 【単身世帯の場合】

令和8年度課税

## &lt; 算出条件 &gt;

加入者:A(45歳)／給与収入:2,000,000円(給与所得:1,320,000円)

(注意)給与収入2,000,000円を所得金額へ換算すると、1,320,000円となります。

## ● 軽減額の計算

所得金額より、7割・5割・2割軽減世帯の基準を満たさないため、軽減制度には該当しません。

## ● 医療分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 7.01\% = 62,389 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$23,200 \text{ 円}$$

## &lt; 平等割 &gt;

$$20,000 \text{ 円}$$

## &lt; 合計 &gt;

$$62,389 + 23,200 + 20,000 = 105,589 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$\underline{105,500 \text{ 円 (医療分)}}$$

## ● 後期高齢者支援金等課税分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 2.30\% = 20,470 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$9,600 \text{ 円}$$

## &lt; 合計 &gt;

$$20,470 + 9,600 = 30,070 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$\underline{30,000 \text{ 円 (後期高齢者支援金等課税分)}}$$

## ● 介護納付金課税分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 1.83\% = 16,287 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$16,400 \text{ 円}$$

## &lt; 合計 &gt;

$$16,287 + 16,400 = 32,687 \text{ 円 (100円未満端数切捨)}$$

$$\underline{32,600 \text{ 円 (介護納付金課税分)}}$$

## ● 子ども・子育て支援納付金課税分の計算

## &lt; 所得割 &gt;

$$(1,320,000 - 430,000) \times 0.24\% = 2,136 \text{ 円}$$

(注意)所得割の計算にあたっては、所得金額より基礎控除額430,000円をマイナスして計算を行います。

## &lt; 均等割 &gt;

$$1,700 \text{ 円}$$

## &lt; 18歳以上均等割 &gt;

★単身世帯

$$\begin{array}{r} 100 \text{ 円} \\ < \text{合計} > \\ 2,136 + 1,700 + 100 = 3,936 \text{ 円} \quad (100\text{円未満端数切捨}) \\ \underline{3,900 \text{ 円 (子ども・子育て支援納付金課税分)}} \end{array}$$

● 国民健康保険税額

$$105,500 + 30,000 + 32,600 + 3,900 = \underline{172,000 \text{ 円}}$$